

令和元年 9 月 定例 県議会 付議案

議案第 1 号 令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 会計年度任用職員の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（人事企画課）

地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、会計年度任用職員に関する制度が設けられたこと等に
に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・職員給与に関する条例
- ・職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ・職員の懲戒の手続、効果等に関する条例
- ・現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・職員の退職手当に関する条例
- ・職員の旅費等に関する条例
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- ・職員の育児休業等に関する条例
- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

[令和 2 年 4 月 1 日 施行]

**議案第 5 号 鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を
改正する条例（県民参画協働課、障がい福祉課）**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われることに鑑み、所要の改正を行うものである。

[令和元年 12 月 14 日 施行]

**議案第 6 号 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例
（子育て王国課）**

保育所及び認定こども園の職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

保育所及び認定こども園に置く職員の配置基準に係る次の特例措置の適用期間を令和 7 年 3 月 31 日（現行 令和 2 年 3 月 31 日）までとする。

- ①朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化
- ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
- ③ 8 時間以上開所する場合における職員配置の弾力化

[公布 施行]

議案第 7号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

民法の一部が改正され、個人根保証契約については極度額を定めなければ効力を生じなくなったこと並びに一部の県営住宅についての水道及び下水道の使用料の徴収方法の例外を見直すことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ① 県営住宅の入居決定者の連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。
- ② 一部の県営住宅についての水道及び下水道の使用料の徴収方法の例外を廃止する。

[公布施行 ほか]

議案第 8号 天神川流域下水道条例の一部を改正する条例（水環境保全課）

天神川流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、天神川流域下水道事業の運営に関し必要な事項を定める等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ① 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、鳥取県天神川流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。
- ② 流域下水道事業に、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用する。
- ③ 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。
- ④ 予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分は、予定価格が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地は、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）等とする。
- ⑤ 流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上の場合とする。
- ⑥ 議会の議決を要するものは、流域下水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの等とする。
- ⑦ 業務状況を説明する書類の提出について、必要な事項を定める。
- ⑧ 鳥取県特別会計条例の一部改正
設置する特別会計から、鳥取県天神川流域下水道事業特別会計を削る。

[令和2年4月1日施行]

議案第 9号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（会計指導課、医療政策課）

医師の県内への定着を図るため、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行うものである。

（概要）

医師免許取得後直ちに受けなければならない臨床研修は、県内の病院が管理を行う臨床研修に限ることとする。

[令和2年4月1日施行]

議案第10号 工事請負契約（鳥取県防災行政無線一斉指令システム等更新工事）の締結について （危機対策・情報課）

工 事 名：鳥取県防災行政無線一斉指令システム等更新工事

契約の相手方：パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中国社

契 約 金 額：709,060,000円

工事完成期限：令和3年3月19日

**議案第11号 工事請負契約（境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事（1工区建築））
の締結について（水産課）**

工 事 名：境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事（1工区建築）
 契約の相手方：境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事（1工区）（建築）大松建設・大協組・岩崎組特定建設工事共同企業体
 契 約 金 額：2,019,380,000円
 工事完成期限：令和4年6月30日

議案第12号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（水産課）

和解の相手方：米子市 個人
 和解の要旨：県は、損害賠償金96,499円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。
 事故の概要：令和元年6月5日、水産試験場所属の第一鳥取丸職員が、公務のため調査から帰港し、入港接岸するための係船作業中、岸壁側に向かって投げた係船ロープが物揚場岸壁に駐車してあった和解の相手方使用の小型乗用自動車のボンネットに衝突し、同車両が破損したものである。

議案第13号 平成30年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第14号 平成30年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

議案第15号 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許課）

道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許に関する事務に係る手数料の額を改める等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
やむを得ない事情により運転免許証の更新ができなかった者に対するもの		
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	1件につき	800円
普通自動車免許に係る試験		
特定第1種運転免許又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験		
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験		
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験		
第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証の交付	1件につき	1,700円

引下げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証の再交付	1件につき	3,500円	2,250円

[令和元年12月1日施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成30年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

事業名	年度	精算額（円）
再生可能エネルギー発電施設導入促進事業（小水力発電）	27～30年度	554,621,481

報告第 2号 平成30年度鳥取県営病院事業会計継続費精算報告書について（病院局総務課）

事業名	年度	精算額（円）
中央病院建替整備事業費（埋蔵文化財発掘調査）	26～30年度	793,956,718
中央病院建替整備事業費（新病院建設工事等）	28～30年度	24,462,735,480

報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （令和元年8月5日専決）（教育総務課）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和元年8月16日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：岡山県真庭市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 87,305 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 8 月 21 日、鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方使用の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和元年8月16日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：甲 岡山県勝田郡奈義町 個人

乙 八頭郡智頭町 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 282,960 円を甲に、955,800 円を乙に、それぞれ支払う。また、県は、人身損害に対する損害賠償金 27,885 円を甲に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 30 年 11 月 9 日、智頭警察署の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方甲所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。また、追突したはずみで、和解の相手方甲所有の小型乗用自動車が、前方の和解の相手方乙所有の普通特種自動車（キャンピングトレーラー）に追突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和元年8月16日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：八頭郡智頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 38,728 円（県過失 3 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年5月25日、倉吉警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から発進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（令和元年8月22日専決）

（人事企画課）

地方公務員法等の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・職員の給与に関する条例
- ・現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・職員の退職手当に関する条例
- ・職員の旅費等に関する条例
- ・企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

[令和元年12月14日施行 ほか]

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和元年8月22日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 27,351 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成31年3月10日、和解の相手方が、一般県道鳥取空港布勢線を普通乗用自動車で行中、沿道の店舗の駐車場に進入しようとした際、歩道から浮き上がっていた舗装用ブロックに接触し、同車両が破損したものである。

報告第 4号 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について（健康政策課）

鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画について、県が実施してきた訓練の成果の反映、鳥取市の中核市移行に伴う保健所設置、政府方針の変更等により、同計画を一部変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項において準用する同条第6項の規定に基づき報告するものである。

報告第 5号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（総合教育推進課）

地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の平成30年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 6号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について（産業振興課）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成30年度における業務の実績及び第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 7号 鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について（空港港湾課）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第24条の規定により、鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について報告する。

報告第 8号 法人の経営状況について

一般財団法人鳥取県観光事業団 ほか 31 法人

報告第 9号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

一般財団法人鳥取県観光事業団 ほか 31 法人

報告第 10号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 12 件 変更 1 件